

# 景観形成基準チェックシート

## ■福岡駅東区域（景観重点区域）

※該当する項目すべてに確認（チェック）をしてください。

項目		景観形成基準			確認
		<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅	<input type="checkbox"/> 沿道店舗	
建築物	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲との調和を第一に心がけること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材の基調を揃えること</li> <li>・多様な居住タイプを設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面等の修景に努め、まちなみ景観の向上に配慮すること</li> <li>・店舗等は閉店時においても、道路に対してにぎわいと楽しい雰囲気を出すよう配慮すること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	色彩 (※1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面に模様をつけるデザインは避けること</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>
	高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な居住タイプを設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後背に戸建て住宅が立地する場合は、建物の高さなどにより、十分な日照確保に留意すること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の環境等に十分に配慮すること</li> <li>・道路沿いに窓を設け、街を見守る雰囲気を作ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的な共有スペース（小広場や共用室）を設けること</li> <li>・分棟型を基本とした配置とし、大壁面を避けること</li> <li>・複合施設（商業系）を設ける場合は、住居施設と分節し、間に緩衝帯（緑地、バックヤード、駐車場）を設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の歩道に面する部分に、たまりや憩いの空間を設けること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物置などを設置するときは、道路側からの景観を十分配慮すること</li> <li>・道路から死角となる空間をできるだけ作らないこと</li> <li>・駐車場は、住宅等と一体感のある仕上げとし、敷地境界には囲障を設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ置場は周囲を植栽で囲むなど、周囲の景観の向上に配慮すること</li> <li>・排水管、ダクト等は道路から見えにくい位置に配置し、壁面と同系色とする等、目立ちにくい色彩とすること</li> <li>・屋上に設置する各種施設は、フェンス等で覆い、外から見えにくくすること</li> <li>・バルコニー、ベランダは、洗濯物や空調室外機が見えにくい形状とすること。また、見通しよく周囲から侵入できないようにすること</li> <li>・駐車場や駐輪場は、周囲の道路から見えない位置に配置すること。また、周囲に植栽を施すなど、車が目立たないように修景すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場やその周囲は、生垣や植栽により緑化すること</li> <li>・駐車場は出入口を分ける等安全確保に配慮すること</li> <li>・建物や敷地へのアプローチは、ユニバーサルデザインに配慮し、個性とにぎわいのある空間づくりに配慮すること</li> <li>・モニュメントやベンチ、サインなどを積極的に設置すること</li> <li>・花壇やフラワーポット、夜間照明の設置により、まちなみに色彩の豊かさ、にぎわいと個性を演出するよう配慮すること</li> <li>・建築設備はルーバー等で覆い、公共の場所から容易に見えない構造とすること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
工作物	壁状工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界からある一定幅の緑地帯を設けること</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>
		高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の高さは 60cm 程度に抑えること</li> </ul>	—
	販売機 自動	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機は、周囲から目立たない配置・形態意匠とすること</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>

項目	景観形成基準			確認
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅	<input type="checkbox"/> 沿道店舗	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹木や草花を植えること。増改築等の支障となる場合は原則として移植し、枯損した場合は補植すること</li> <li>宅地の前面道路に植栽されている樹木は、当該宅地上の建物の入居者が維持管理に努めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に緑道を設けること</li> <li>敷地内縁辺部や敷地内通路沿いには並木植栽を行うこと</li> <li>屋上緑化等に努めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の周囲や建物の足回りには低木を設けるなどし、緑豊かな空間づくりに配慮すること</li> <li>遮蔽が望ましい施設・工作物の周辺緑化に努めること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
特定照明	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間照明は落ち着いた景観や環境を損ねないものとする</li> <li>むやみに夜空に光を放つ照明は行わないこと</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>

※1 下表を参照・遵守のうえ、確認（チェック）を付けること。

※2 公共空間とは、国道、県道および市道、もしくは市が新たに指定する市道をいう。

### ■色彩基準

種別	色相	明度	彩度	注記	確認
外壁	R・YR・Y	—	4以下※	※無彩色、YR、Yの高明度低彩度色を推奨する。 ※ただし、明度8以上の場合は、彩度は2以下とする。	<input type="checkbox"/>
	GY・G・BG・B・PB・P・RP		2以下		
屋根・工作物	無彩色または低明度・低彩度を推奨			—	<input type="checkbox"/>